

## 第10章 防災思想普及・啓発計画

防災関係機関は、職員及び住民に対して防災知識の普及を図るとともに、防災意識の高揚に努めるものとする。

### 1 職員に対する防災教育

防災業務に従事する職員等に対し、災害時における防災活動の円滑な実施を期するため、次により防災教育の普及徹底を図る。

#### (1) 教育の方法

- ア 講習会、研修会等の実施
- イ 防災活動手引等印刷物の配布

#### (2) 教育の内容

- ア 小平町地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- イ 非常参集の方法
- ウ 過去の主な被害事例
- エ 防災知識と技術
- オ 防災関係法令の運用
- カ その他必要な事項

### 2 住民に対する防災知識の普及

住民の防災意識の高揚を図るため、次により防災知識の普及徹底を図る。

#### (1) 普及の方法

- ア 講習会、講演会等の開催
- イ 広報誌の活用
- ウ 新聞の利用
- エ 印刷物の活用
- オ 映画、ビデオ、スライドの活用
- カ 広報車の巡回による普及
- キ 防災訓練の参加普及

#### (2) 普及の内容

- ア 小平町地域防災計画及び同計画による各機関の防災体制
- イ 災害に関する一般知識
- ウ 過去の主な被害事例
- エ 平素の心得
  - (ア) 住宅の点検
  - (イ) 応急救護
  - (ウ) 避難
  - (エ) 火災の防止
- オ 災害発生時の心得
  - (ア) 場所別、状況別の心得
  - (イ) 避難の心得
  - (ウ) 被災した場合の心得

カ その他必要に事項

### 3 学校教育関係機関における防災思想の普及・啓発

- (1) 学校においては、児童生徒に対し、災害の現象、災害予防等の知識の向上及び防災の実践活動（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- (2) 児童生徒に対する防災教育の充実を図るため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実に努める。
- (3) 防災教育は、学校の種別、立地条件及び児童生徒の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。
- (4) 社会教育においては、PTA等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

### 4 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により、最も効果のある時期を選んで行うものとする。